

# 市政に対する

# 一般質問

一般質問は、提出された議案にかかわらず、市政全般に対して、議員が執行者の考え方をたずねることができるものです。12月定例会では、12月12日・13日・14日の本会議で16人の議員から質問が行われ、論議が繰り広げられました。以下は質問・答弁の概要です(掲載は質問順、5ページまで続きます)。

## 小児医療費助成対象の 拡充に向けた市の考えは



志政あやせ 金江 大志

**問** 全国で少子高齢化が進む中、子どもが保護者の経済的状况にかかわらず安心して健やかに成長できる取り組みが重要と考える。市長は所信表明で、小児医療費助成対象者の拡充を早期に実現できるように財源を整理した上で取り組んでいくと示したが、現在の状況は。本市の小児医療費

**助成は、**通院は小学校6年生まで、入院は中学校3年生までだが、ともに中学校3年生までに拡充した場合のメリットとデメリットは。拡充に伴い、通院する方が増えると、本当に受診が必要な方が受診できなくなる懸念があると聞くが、市の対策は。

**答** 通院医療費の中学校3年生までの拡充は、平成29年7月を目途に準備を進めていく。拡充のメリットは、保護者の経済状態にかかわらず適切な医療を受けることができること、子育て家庭の経済的負担軽減により、安心して出産・子育てができるため、出生率向上にもつながると考える。デメリットは、窓口負担が無料になるため頻回受診の増加が懸念される。対応策としては、ジェネリック薬品の活用などを周知している。さらに、保健医療センターでは心と体の電話健康相談を24時間体制で実施しており、受診前の活用を勧めている。(ほかに「子育て支援のさらなる拡充」を質問)



## 後期高齢者が増える2025年に向けた本市の状況は

公明党 井上 賢二

**問** 平成37年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、医療や介護などの社会保障財政の運営に大きな影響が出るため、2025年問題と言われている。国は、地域包括ケアシステムの構築や地域の福祉ニーズに対応した多世代交流、多機能型福祉の小さな拠点の整備、全ての人が地

**域で安心して暮らせるよう福祉サービスや人材の連携などの対策を進めている。本市でも元気で自立している高齢者が生き生きと過ごせる居場所が必要だと思いが現状はどうか。また、元気な高齢者と支援が必要な高齢者が共生できる環境を整備しないか。**

**答** 本市は、2025年に高齢者の62・7%が75歳以上になると推計されており、介

護給付費の増加と介護保険料の上昇が見込まれるが、今後の事業展開により抑止が可能と考える。元気な高齢者の居場所は、高齢者福祉会館や地域高齢者憩いの家があり、趣味のサークル活動や囲碁、将棋、カラオケなど、高齢者自身が活動したい内容に応じて自主的に取り組んでいる。また、元気な高齢者が支援の担い手となれるよう、生活支援サービス検討協議会で検討するとともに、担い手として期待されている地区社会福祉協議会への研修も開催している。(ほかに「学力向上について」を質問)

## 成人式会場



1月9日、成人式会場に集まった華やかな晴れ着姿の新成人たちくオーエンス文化会館にて>



## 生活困窮世帯の中学生に対する学習支援の拡充を

志政あやせ 古市 正

**問** 市は、平成28年度より生活困窮者自立支援事業の一環として、生活困窮世帯の中学生に対する学習支援事業を始めています。生活困窮世帯の子どもの社会的自立を促す意味でも必要な施策と考えるが、この事業の目的や実際に通っている生徒、保護者の反応はどうか。また、現在、生

**活保護受給世帯の中学生を対象としているが、要保護、準要保護世帯が多い本市の実情の中で、貧困の連鎖の防止を図るためにも、対象の拡大や、現在、一カ所で行われている開催場所の増設など事業の拡充が必要と考えるかどうか。**

**答** 学習支援事業は、仲間同士のつながりを大切にするなどの協調性や、自ら取り組みとうとする自主性、世代間交

流を通じた社会性の育成を図るため、子どもたち一人一人と向き合った支援を目指して実施している。子どもたちからは、高校のことを考えるようになった、勉強に前向きになった、保護者からは、友人関係が生まれ、意欲面での進歩を子どもたち自身が実感しているなどの意見を聞いている。また、現在は生活保護受給世帯が対象だが、就学援助世帯への拡大や、開催場所の増設などを行っていきたい。(ほかに「病児保育について」平成28年度の学力学習状況調査の結果について「校務支援システムについて」を質問)

議案は、「このように審議されます」



市長や議員が提出

本会議で議案の提案説明

議案に対する質疑

所管委員会に付託(審査を委ねること)

委員会審査

本会議で委員会の審査結果を報告

報告に対する質疑

討論(賛成/反対)

採決(可決/否決)

市長に結果を送付

意見書は国・県など関係行政庁に提出

委員会審査をしないもの